

P F I 関連基本用語解説

「地方公共団体における PFI 事業導入の手引き」

内閣府民間資金等活用事業推進室より抜粋

【あ行】

アドバイザー

P F I 事業において求められる財務、法務等の専門知識等についてアドバイスする専門家。活用が想定されるアドバイザーとしては、総合アドバイザー、財務アドバイザー、技術アドバイザー、法務アドバイザー等が挙げられる。

【か行】

関係者協議

P F I 事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、またはP F I 事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合に、当事者及びその他関係者で協議を行うこと。関係者協議会の構成員、開催手続き等については、P F I 事業契約においてあらかじめ定める場合がある。

基本協定

選定事業に関し、コンソーシアムが落札者として決定されたことを確認し、管理者等及び当該コンソーシアムの義務について必要な事項を定める管理者等とコンソーシアムの構成企業との間で結ばれる契約。落札者であるコンソーシアムの構成企業が選定事業者となる株式会社を設立すべきことや選定事業の準備行為に関する取扱い等について規定される。

協力企業

定義は各事業で異なるが、一般的にはP F I 事業者から直接業務を受託する予定の企業で、出資の義務がないことが多い。

コンソーシアム (Consortium)

民間事業者の公募に当たり組成される法人格の無い共同企業体のこと。

【さ行】

実施方針

特定事業の選定、民間事業者の選定等に関する方針。公共施設等の管理者等は、P F I 事業を行うに当たり、実施方針を定めて、これを公表しなければならない。(P F I 法第 5 条) (関連⇒P F I 法、基本方針)

仕様発注 (方式)

発注者が施設の構造、資材、施工方法等について、詳細な仕様を決め、設計書等によって民間事業者に発注する方式。

ステップイン・ライト (Step-in Right : 介入権)

債務不履行発生など非常の場合に、プロジェクトに対して貸手が介入できる権利。

性能発注 (方式)

発注者が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定した発注のこと。P F I 事業については、仕様発注方式よりも性能発注方式の方がP F I 法の主旨である「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなる。

【た行】

直接協定 (ダイレクト・アグリーメント (Direct Agreement))

選定事業者による選定事業の実施が困難となった場合などに、管理者等によるP F I 事業契約の解除権行使を融資金融機関等が一定期間留保することを求め、資金供給している融資金融機関等による選定事業に

対する一定の介入（Step-in）を可能とするための必要事項を規定した管理者等と融資金融機関等との間で直接結ばれる協定。

導入可能性調査

対象とする事業をPFI事業として実施した場合、サービス水準の向上の見込みがあるか、民間の参入意欲がどの程度か、VFMシミュレーションの検証等から総合的に評価し、PFIの導入の可能性を判断するもの。

特定事業の選定（PFI法第6条）

特定事業とは、公共施設等の整備等に関する事業で、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

特定事業の選定とは、基本方針及び実施方針に基づき、PFI事業として実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいい、選定された特定事業を「選定事業」という。

特別目的会社 SPC（Special Purpose Company）

ある特別の事業を行うために設立された事業会社のこと。

PFIでは、公募提案する共同企業体（コンソーシアム）が、新会社を設立して、建設・運営・管理にあたる人が多い。

【は行】

パブリック・セクター・コンパレーター（PSC、Public Sector Comparator）

公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値をいう。

提案されたPFI事業が従来型の公共事業に比べ、VFMが得られるかの評価を行う際に使用される。

バリュー・フォー・マネー（VFM、Value for Money）

VFMはPFI事業における最も重要な概念のひとつで、支払い（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のこと。

従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

ピーエフアイ（PFI、Private Finance Initiative）

PFIとは、公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法である。

PFIを導入することで、安く優れた品質の公共サービスの提供を実現することを目的としており、わが国では、平成11年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が制定され、この法律に準拠したPFI事業が実施できるようになった。平成12年3月にPFI事業の実施に関する「基本方針」が告示され、その後、PFIに関する5つのガイドラインが順次公表されている。

プロジェクト・ファイナンス（Project Finance）

企業の信用力に頼らず、事業が生み出す収益力を担保に融資を受ける資金調達方法。PFI事業では設計、建設に必要な資金の一部をSPCが金融機関等から調達するのが一般的である。

【ま行】

モニタリング

選定事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、公共施設等の管理者等の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為。

【ら行】

ライフサイクル・コスト (LCC、Life Cycle Cost)

プロジェクトにおいて、計画から、施設の設計、建設、維持管理、運営、修繕、事業終了までの事業全体にわたり必要なコストのこと。

リスク (Risk)

選定事業の実施に当たり、協定等の締結の時点ではその影響を正確には想定できない。このような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をリスクという。

リスク分担

事業において想定され得るリスクを、公共と民間事業者で分担すること。リスク分担については、実施方針等において、リスク分担表の形式で示されることが多い。リスク分担における原則は、「各々のリスクを最も適切にコントロールできるものがリスクを負担する。」ということである。（「可能な限り多くのリスクを民間事業者側に負担させる。」ということではないということに注意すべきである。）

【英字】

BOT (Build Operate Transfer)

民間事業者が施設等を建設し、維持・管理及び運営し、事業終了後に公共施設等の管理者等に施設所有権を移転する事業方式。

BTO (Build Transfer Operate)

民間事業者が施設等を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者等に所有権を移転し、民間事業者が維持・管理及び運営を行う事業方式。

LCC (Life Cycle Cost)

→ライフサイクルコストの項を参照

PFI (Private Finance Initiative)

→ピーエフアイの項を参照

PSC (Public Sector Comparator)

→パブリック・セクター・コンパレーターの項を参照

SPC (Special Purpose Company)

→特別目的会社の項を参照

VFM (Value For Money)

→バリュー・フォー・マネーの項を参照